

平成 17 年度「東南アジア青年の船」事業（第 32 回） 日本参加青年募集・選考について

1 応募資格

「東南アジア青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、それぞれ、次の各条件を満たす者でなければならない。

(1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、平成 17 年 4 月 1 日現在、18 歳以上 30 歳以下（昭和 49 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに出生）の者

(2) 社会への貢献

地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験をいかして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者

(3) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

(4) 知識及び技能

日本の社会、文化、スポーツ等について相当程度の知識又は技能がある者

(5) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

(6) 語学力

訪問国における活動を円滑に行うことができる英語力を有する者

(7) 事業全日程への参加

事前研修、出発前研修を含めた事業の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

(1) 国の行う同種の事業（「日本青年海外派遣」、「世界青年の船」等）に参加したことのある者

(2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

平成 17 年 2 月下旬から 4 月上旬にかけての各都道府県及び全国的青少年団体等において定める期間。

4 募集人員

40 人

5 募集方法

(1) 募集は、都道府県知事（青少年対策主管課が教育委員会に属する場合には、教育長。以下同じ。）及び全国的な組織を持つ青少年団体等（以下「全国的青少年団体等」という。）の代表者を通じて行う。

(2) 都道府県知事は、本事業の趣旨を特定の地域、団体に偏ることなく当該都道府県内に周知し、広く応募者を募るものとする。

(3) 全国的青少年団体等の代表者は、その団体構成員等のうちから広く応募者を募るものとする。

6 応募方法

応募者は、次の書類をそろえて、各都道府県の青少年対策主管課又は全国的青少年団体等に申し込むものとする。

ただし、平成 13 年度「東南アジア青年の船」事業（第 28 回）の参加青年については、上記にかかわらず、応募資格を有し、参加申込書（様式 1）及び健康診断書（様式 4）を添えて、日本青年国際交流機構に申し込むものとする。

なお、内閣府の青年国際交流事業への応募は、いずれか一つの事業（国際青年育成交流事業討議セッションを除く）に限るものとする。

(1) 参加申込書（様式 1） 1 通（ 写真を必ず貼付すること）

(2) 作文 1 編

ア テーマ

本事業の参加青年として参加することになった場合、

事業の活動の中で何をしたいか

帰国後その経験をどのようにいかすか

という点を中心に具体的に記述する。なお、題名は自由に設定してよい。

イ 字数

1, 200字以内(題名及び氏名は字数に含まない。)

ウ 書式

縦A4判横書きとし、題名及び氏名を明記すること。(パソコン、ワープロによる作成可。)

7 中間選考及び推薦

都道府県知事及び全国的青少年団体等の代表者(以下「推薦者」という。)は、選考に関する委員会を設けるなどして、厳正な選考を行い、平成17年4月22日までに、前記5(1)及び(2)の応募者提出書類並びに下記(1)~(3)の書類をとりまとめて日本参加青年被推薦者を内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(以下「政策統括官」という。)に推薦するものとする。

なお、全国的青少年団体等にあつては、さらに推薦団体の概要(様式5)を添付するものとする。

(1) 中間選考概要報告(様式2)

(2) 被推薦者一覧表(様式3)

(3) 被推薦者健康診断書(様式4)(平成17年3月1日以降作成のものを1通、被推薦者が推薦者に提出する。)

8 最終選考及び決定等

(1) 最終選考及び決定

政策統括官は、推薦者からの提出書類により次項の試験の受験者を選考し、その受験者について、同試験の結果及び推薦者からの提出書類に基づいて最終選考を行い、日本参加青年を決定する。

(2) 試験

ア 科目

(ア) 面接試験

(イ) 語学試験(英会話)

(ウ) 教養試験

イ 期日及び場所 平成17年5月15日(日)

中央合同庁舎4号館(東京都千代田区霞が関3-1-1)

ウ 経費 試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ その他 詳細については、推薦者及び本人に別途通知する。

(3) 通知等

最終選考の結果は、平成17年6月上旬に推薦者及び本人に通知する。

なお、最終選考試験に合格した場合は、さらに本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主等(学生にあつては、校長、学長、学部長等)の参加承諾書各1通を提出するものとする。また、事前研修終了時に、日本参加青年としての最終的決定を行うものとする。

《参考》 応募から事業終了までの流れ

2月下旬~4月上旬	都道府県等による募集
4月上旬~4月中旬	都道府県等による中間選考
~4月22日(金)	内閣府への推薦
	内閣府における選考試験受験者の選考
	選考試験実施の案内通知(推薦者及び受験者あて)
5月15日(日)	試験実施
6月上旬	最終選考結果の通知(推薦者及び受験者あて)
8月7日(日)~8月12日(金)	事前研修
10月29日(土)~10月30日(日)	出航前研修
10月31日(月)~12月12日(月)	運航期間
12月13日(火)~12月19日(月)	日本国内プログラム
12月20日(火)~12月21日(水)	事後研修